

## 関係法令等について

### ○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抜粋）

（原子炉安全専門審査会）

**第十四条** 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

**第十五条** 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 審査委員の任期は、二年とする。

5 審査委員は、再任されることができる。

**第十六条** 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

**第十七条** 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（核燃料安全専門審査会）

**第十八条** 核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があつた場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

**第十九条** 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

### ○原子炉安全専門審査会令（平成二十四年九月十四日政令第二百三十一号）

（組織）

**第一条** 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。

2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

**第二条** 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

(臨時委員等の任期等)

**第三条** 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

**第四条** 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(議事)

**第五条** 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

**第六条** 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第七条** 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(審査会の運営)

**第八条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

○核燃料安全専門審査会令（平成二十四年九月十四日政令第二百三十二号）

(組織)

**第一条** 原子力規制委員会設置法第十九条第一項 の政令で定める員数は、二十人とする。

- 2 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

**第二条** 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

**第三条** 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

**第四条** 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

**第五条** 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

**第六条** 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第七条** 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(審査会の運営)

**第八条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

○原子炉安全専門審査会運営規程（制定 平成26年5月12日 改正 令和2年12月15日）

(審査会の招集)

**第1条** 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、審査会を招集するときは、事前に、日時、場所及び付議事項を審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に知らせなければならない。
- 3 審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員は、あらかじめ会長の承認を得たときは、テレビ会議システムにより会議に参加することができる。
- 4 前項のうち、審査委員及び議事に関係のある臨時委員のテレビ会議システムによる会議への参加は、原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）第5条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。

(委員以外の者の出席)

**第2条** 会長は、必要があると認めるときは、審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

- 2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、審査会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 前2項の出席、意見の陳述又は説明は、あらかじめ会長の承認を得たときは、テレビ会議システムを用いて行うことができる。

(書面審議等)

**第3条** 審査会の議事は、書面又は電磁的方法により行うことができる。

- 2 審査委員及び議事に関係のある臨時委員は、あらかじめ会長の承認を得たときは、書面又は電磁的方法により議決に参加することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した場合には、当該審査委員及び議事に関係のある臨時委員については、原子炉安全専門審査会令第5条第1項及び第2項に規定する出席があったものとみなす。

(審査会の公開)

**第4条** 審査会は、原則として、会議、議事録及び会議資料を公開することとする。ただし、特段の事由により会議、議事録及び会議資料を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(報告)

**第5条** 審査会の審議状況は、適宜原子力規制委員会に報告するものとする。

(部会への準用)

**第6条** 第1条から第5条の規定及び原子炉安全専門審査会令における第5条及び第8条は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項、第3項及び第2条第1項中「審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する審査委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第4項、第3条第2項及び第3項並びに原子炉安全専門審査会令第5条第1項及び第2項中「審査委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する審査委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属さない審査委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(部会への付託)

**第7条** 会長は、原子力規制委員会の指示があった場合において、必要があると認めるときは、指示に係る事案を部会に付託することができる。

(部会)

**第8条** 部会の名称及び所掌事務は、会長が審査会に諮って定める。

(核燃料安全専門審査会又はその部会との合同開催)

**第9条** 審査会又はその部会を核燃料安全専門審査会又はその部会と合同で開催する場合は、開催する会議に係る会長及び部会長（以下「両会長」という。）の同意を得て、開催することができる。

2 会議を合同で開催する際は、両会長を共同議長とし、議事進行は協議して行うこととする。

3 第1条から第5条の規定は、合同開催の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「合同開催の会議」、「会長」とあるのは「両会長」と読み替えるものとする。

(運営規程の改正)

**第10条** 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、審査会に諮らなければならない。

## ○核燃料安全専門審査会運営規程（制定 平成26年5月12日 改正 令和2年12月15日）

(審査会の招集)

**第1条** 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、審査会を招集するときは、事前に、日時、場所及び付議事項を審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に知らせなければならない。

3 審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員は、あらかじめ会長の承認を得たときは、テレビ会議システムにより会議に参加することができる。

4 前項のうち、審査委員及び議事に関係のある臨時委員のテレビ会議システムによる会議への参加は、核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）第5条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。

(委員以外の者の出席)

**第2条** 会長は、必要があると認めるときは、審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、審査会に出席し、意見を述べるこ

とができる。

- 3 前2項の出席、意見の陳述又は説明は、あらかじめ会長の承認を得たときは、テレビ会議システムを用いて行うことができる。

(書面審議等)

**第3条** 審査会の議事は、書面又は電磁的方法により行うことができる。

- 2 審査委員及び議事に関係のある臨時委員は、あらかじめ会長の承認を得たときは、書面又は電磁的方法により議決に参加することができる。

- 3 前項の規定により議決に参加した場合には、当該審査委員及び議事に関係のある臨時委員については、核燃料安全専門審査会令第5条第1項及び第2項に規定する出席があったものとみなす。

(審査会の公開)

**第4条** 審査会は、原則として、会議、議事録及び会議資料を公開することとする。ただし、特段の事由により会議、議事録及び会議資料を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(報告)

**第5条** 審査会の審議状況は、適宜原子力規制委員会に報告するものとする。

(部会への準用)

**第6条** 第1条から第5条の規定及び核燃料安全専門審査会令における第5条及び第8条は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項、第3項及び第2条第1項中「審査委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する審査委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第4項、第3条第2項及び第3項並びに核燃料安全専門審査会令第5条第1項及び第2項中「審査委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する審査委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属さない審査委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(部会への付託)

**第7条** 会長は、原子力規制委員会の指示があった場合において、必要があると認めるときは、指示に係る事案を部会に付託することができる。

(部会)

**第8条** 部会の名称及び所掌事務は、会長が審査会に諮って定める。

(原子炉安全専門審査会又はその部会との合同開催)

**第9条** 審査会又はその部会を原子炉安全専門審査会又はその部会と合同で開催する場合は、開催する会議に係る会長及び部会長（以下「両会長」という。）の同意を得て、開催することができる。

- 2 会議を合同で開催する際は、両会長を共同議長とし、議事進行は協議して行うこととする。

- 3 第1条から第5条の規定は、合同開催の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「合同開催の会議」、「会長」とあるのは「両会長」と読み替えるものとする。

(運営規程の改正)

**第10条** 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、審査会に諮らなければならない。